

市第99号議案

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の変更

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定を次のように変更する。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定（平成22年 3 月26日議決）の一部を次のように変更する。

第 3 項中「平成24年 3 月31日まで」を「平成25年 3 月31日まで（前項第 2 号に掲げる外国人登録原票記載事項証明書にあっては、平成24年 7 月 8 日まで）」に改める。

提 案 理 由

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について取扱期間を変更したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 5 項後段において準用する同条第 3 項の規定により提案する。

参 考

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定（抜粋）

(上段 変更案)
(下段 現 行)

3 取扱期間

平成 22 年 4 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで（前項第 2 号に掲げ
る外国人登録原票記載事項証明書にあっては、平成 24 年 7 月 8
日まで）

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関
する法律（抜粋）

（郵便局の指定等）

第 3 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第 1 項の規定
により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方
公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 4 項省略）

5 地方公共団体は、郵便局株式会社との協議により、第 1 項の規
定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の
郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し
、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合
においては、前 2 項の規定を準用する。